平成２３年（フ）第３１１２号
札幌市北区北７条西１丁目１番地２
破産者　株式会社ビッグビィ
1　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
2　一般調査期日　平成25年４月25日午後１時30分
平成25年１月21日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第１０３２号
堺市堺区戎島町３丁22番地４―1209号
破産者　八木　　健
1　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
2　一般調査期日　平成25年４月15日午後１時30分
平成25年１月21日
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第６４号
佐賀県唐津市相知町横枕1463番地
破産者　北川　浩一
1　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
2　一般調査期日　平成25年４月15日午後２時
平成25年１月21日　佐賀地方裁判所唐津支部
平成２４年（フ）第７１６号
京都府宇治市木幡西浦48番地デミューズ木幡303号、住民票上の住所京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字松尾59番地の１
破産者　鹿間　　大
1　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
2　一般調査期日　平成25年３月25日午前10時30分
平成25年１月21日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２４年（フ）第６８１号
京都府南丹市美山町和泉蛭子46番地
破産者　湯浅楼こと　湯淺　正行
1　破産債権の届出期間　平成25年３月７日まで
2　一般調査期日　平成25年４月16日午後３時
平成25年１月22日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２４年（フ）第７３１号
京都市上京区千本通五辻上る牡丹鉾町547番地
破産者　武智　信夫
1　破産債権の届出期間　平成25年３月７日まで
2　一般調査期日　平成25年４月16日午後３時30分
平成25年１月22日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２４年（フ）第７８０号
京都市上京区千本通五辻上る牡丹鉾町547番地
破産者　武智　笑子
1　破産債権の届出期間　平成25年３月７日まで
2　一般調査期日　平成25年４月16日午後３時30分
平成25年１月22日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第１４６５号
大阪市北区天神橋３丁目10番30―1109号
破産者　森崎　健二
1　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
2　一般調査期日　平成25年４月18日午後３時30分
平成25年１月21日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２４年（フ）第５７号
石川県羽咋郡志賀町大津ハの149番地
破産者　川畑　　登
異議申述期間　平成25年３月15日まで
平成25年１月22日　金沢地方裁判所七尾支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０８４号
東京都江東区潮見２丁目10番24号
清算株式会社　ソフトウェア生産技術研究所株式会社
代表清算人　甲斐　隆文
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部
平成２５年（ヒ）第２００４号
東京都品川区東品川２丁目３番14号
清算株式会社　ウィンターガーデン・リゾーツ株式会社
代表清算人　長尾　正則
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

更生計画変更計画認可

平成２４年（ミ）第３号
東京都墨田区横網１丁目10番５号
更生会社　新藤電子工業株式会社
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件更生計画変更計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画変更計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画変更計画の要旨
本件更生計画を次のとおり変更する。
第１　（省略）
第２　本件更生計画第２章第１節の本文第１文を以下のとおり変更する。
「更生会社は、株式会社ジャフコ（本店所在地：東京都千代田区大手町一丁目５番１号。）が無限責任組合員として運営管理するジャフコ・スーパーＶ３共有投資事業有限責任組合が全株式を保有する新藤ホールディングス株式会社（本店所在地：東京都千代田区大手町一丁目５番１号。以下「本件ＳＰＣ」という。）をスポンサーとして、本件ＳＰＣが更生会社の発行する募集株式の対価又は更生会社への貸付として提供する資金により、更生債権等の弁済を行い、更生を図るものとする。」
第３　（省略）
第４　（省略）
第５　（省略）
第６　本件更生計画第３章第１節第１の２の本文を、「別表４―１「更生担保権弁済計画表（不動産・工場財団）」記載の確定債権額の20％につき更生計画変更計画認可決定確定日に免除を受け、免除額控除後の残額を更生計画変更計画認可決定確定日から６か月以内に一括して弁済する。」と変更する。
第７　本件更生計画第３章第１節第２の２の本文を、「別表４―２「更生担保権弁済計画表（リース）」記載の確定債権額の20％につき更生計画変更計画認可決定確定日に免除を受け、免除額控除後の残額を更生計画変更計画認可決定確定日から６か月以内に一括して弁済する。」と変更する。
第８　本件更生計画第３章第２節第２の２の本文を、「別表５―２「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」記載の確定債権額の20.1％につき更生計画変更計画認可決定確定日に免除を受け、免除額控除後の残額を更生計画変更計画認可決定確定日から６か月以内に一括して弁済する。」と変更する。
第９　本件更生計画第６章第１節本文を以下のとおり変更する。
「更生会社の更生債権等の弁済資金は、更生会社の更生計画変更計画案が可決され、その認可決定が確定することを条件に、本件ＳＰＣが更生会社の発行する募集株式の対価又は更生会社への貸付として提供する資金をもってこれに充てる。」
第10　本件更生計画第６章第２節の本文２行目の「及びＣＣＩ又はＣＣＩの指定する者からの借入金の返済」を削除する。
第11　本件更生計画第８章第２節第３の１の⑵乃至⑹を以下のとおり変更する。
「⑵　発行する募集株式の数　2000株
⑶　払込額　１株　５万円
⑷　払込期日
更生計画変更計画認可決定確定日から２か月以内の管財人が指定する日とする。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、払込期日を変更して、更生計画変更計画認可決定確定日以降の任意の日を新たな払込期日として定めることができる。
⑸　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額　　5000万円
増加する資本準備金の額　5000万円
⑹　募集株式の割当て
本件ＳＰＣ　2000株」
第12　本件更生計画第８章第２節第４本文第１行目の「更生会社の定款（別表12「定款」）の一部（第６条）」を「更生会社の定款（別表12「定款」）の一部」と変更する。
第13　別表３、同４―１、同４―２、同５―２、同６、同８―１、同８―２、同13を、それぞれ別紙のものに変更する。
別表３、同４―1、同４―２、同５―２、同６、同８―１、同８―２、同13　省略
東京地方裁判所民事第８部